

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（農用地造成事業）高屋原地区）計画を変更することについて平成24年7月27日認可した。

平成24年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造